

# 消費税率変更に伴う 上下水道料金改定のお知らせ

平成26年4月1日、消費税法の一部改正により、消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。これに伴い、水道料金および下水道料金が改定されました。(表①)なお、今回の水道料金および下水道料金の改定においては、消費税率の変更のみで、使用料および量水器使用料については変更ありません。

ただし、以下のように、4月1日を境に適用時期が異なりますので、ご注意ください。

**適用時期**  
●平成26年3月31日以前から上下水道を使用しているご家庭および企業  
↓平成26年5月検針分から(6月支払い)  
●平成26年4月1日以降に新規で上下水道を使用するご家庭および企業  
↓平成26年4月検針分から(5月支払い)

## 上下水道料金計算方法

●水道料金  
{(使用料)+(量水器使用料)}×(消費税)  
=(水道料金)

●下水道料金  
(使用料)×(消費税)=(下水道料金)  
※10円未満は切り捨てです。  
※量水器の口径により、量水器使用料が異なります。(表②参照)  
※上下水道両方を利用している場合は、合計が使用料金となります。

## 消費税率変更に伴う上下水道料金比較

家庭・公共用(13ミリ) 1か月20㎡使用した場合			
●水道料金	改正前(5%) 3,740円	改正後(8%) 3,850円	
●下水道料金	改正前(5%) 2,730円	改正後(8%) 2,800円	

表② 量水器使用料

口径	料金
13ミリ	70円
20・25ミリ	150円
40ミリ	300円
50ミリ	1,000円

●納付書でお支払いの場合は、役場窓口、金融機関、コンビニエンスストアで納付が可能です。  
●便利な口座振替をご利用ください。  
●口座振替の日には、毎月26日です。残高の確認をお願いいたします。(土日祝日の場合は、翌営業日)

表① 新上下水道料金早見表(家庭・公共用・13ミリ 25㎡まで)

水量(m <sup>3</sup> )	水道料金			下水道料金(円)			上下水道合計(円)
	使用料	量水器	消費税	使用料	消費税	計	
1	700	70	60	830	1,100	80	2,010
2	700	70	60	830	1,100	80	2,010
3	700	70	60	830	1,100	80	2,010
4	700	70	60	830	1,100	80	2,010
5	700	70	60	830	1,100	80	2,010
6	860	70	70	1,000	1,100	80	2,180
7	1,020	70	80	1,170	1,100	80	2,350
8	1,180	70	100	1,350	1,100	80	2,530
9	1,340	70	110	1,520	1,100	80	2,700
10	1,500	70	120	1,690	1,100	80	2,870
11	1,700	70	140	1,910	1,250	100	3,260
12	1,900	70	150	2,120	1,400	110	3,630
13	2,100	70	170	2,340	1,550	120	4,010
14	2,300	70	180	2,550	1,700	130	4,380
15	2,500	70	200	2,770	1,850	140	4,760
16	2,700	70	220	2,990	2,000	160	5,150
17	2,900	70	230	3,200	2,150	170	5,520
18	3,100	70	250	3,420	2,300	180	5,900
19	3,300	70	260	3,630	2,450	190	6,270
20	3,500	70	280	3,850	2,600	200	6,650
21	3,750	70	300	4,120	2,750	220	7,090
22	4,000	70	320	4,390	2,900	230	7,520
23	4,250	70	340	4,660	3,050	240	7,950
24	4,500	70	360	4,930	3,200	250	8,380
25	4,750	70	380	5,200	3,350	260	8,810

## 消費生活相談窓口 開設のご案内

**消費生活のトラブル解消に**  
4月1日、志免町と消費生活相談業務に関する広域協定を結びました。これにより、「志免町消費生活相談窓口」を利用できることになりました。

この窓口では、悪質商法、契約トラブル、多重債務、製品事故など、町民皆さんの消費生活におけるさまざまなトラブルなどの相談に対して、情報提供や解消に向けたお手伝いをします。

消費生活相談の専門相談員を配置していますので、お困りのことがございましたらお気軽にご相談ください。

**志免町消費生活相談窓口**  
▼開設曜日 毎週火曜日・水曜日・金曜日  
※ただし、祝日、8月13日から15日および12月28日から1月4日は除きます。  
▼受付時間 10時～12時15分、13時～15時30分  
▼場所 志免町生涯学習1号館2階(志免町志免中央1の3の2)  
▼相談料 無料  
▼相談方法 来所相談または電話相談 ※お越しの際は事前にご連絡ください。 ※相談受付中の場合は、電話相談をお待たせすることがあります。  
▼電話番号 ☎936・1594

## 商工会だより 4月号

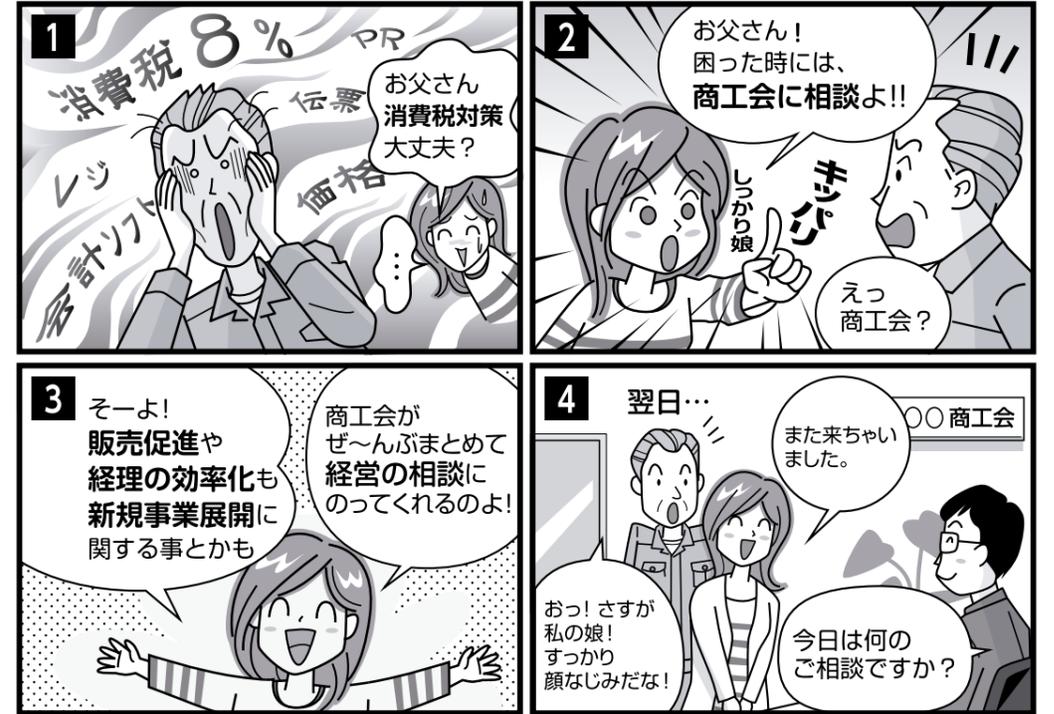
「領収書」などに係る印紙税の非課税範囲が拡大されました  
(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

これまで、「金銭または有価証券の受取」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされてきましたが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることになりました。

▼問合せ先 須恵町商工会  
☎932・6700

## 消費税の転嫁対策は、お済みですか?

事業者の皆さん、消費税に関する経営のご相談はお近くの商工会にご相談ください。



消費税転嫁対策窓口相談等事業 須恵町商工会  
〒811-2114 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1167  
TEL: 092-932-6700 FAX: 092-932-8084  
http://www.sue-sho.com

問合せ先 上下水道課管理係  
☎932・1445 (ダイヤルイン)  
☎932・1151 (内線233)